

学校法人享栄学園公益通報規程

平成 23 年 5 月 27 日
制 定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人享栄学園（以下「学園」という。）が公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）その他関係法令に従い、法人及び設置学校の運営上の組織的又は個人の不当な行為や法令違反等の疑いに関する相談又は通報（以下「公益通報」という。）の適正な処理と対応の仕組みを定めることにより、公益通報を行う者（以下「通報者」という。）の保護を図るとともに、職員等からの法令違反に関する相談又は通報を処理する仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、本学園の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資することを目的とする。

第 2 章 通報処理体制

(職員等)

第 2 条 この規程において職員等とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学園と雇用関係にある者（専任教職員、現業職員、常勤職員、非常勤講師、非常勤教師、嘱託職員、臨時職員）
- (2) 労働者派遣業法の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき学園の事務及び事業に従事している者
- (3) 学園から事務事業を受託した者、継続した役務売買の契約関係にある者並びにその役員及び当該受託業務に従事している者

(相談及び公益通報)

第 3 条 職員等は、学園の教育、事務、事業受託者の当該受託業務に関し、次の各号に該当する行為がある場合は、この制度に定める窓口に対してこの規程に定める方法により相談し、公益通報することができる。

- (1) 法令の規定に違反又は違反するおそれのある事実に係る行為
- (2) 学校法人享栄学園就業規則（以下「就業規則」という。）に違反する行為
- (3) 学園の職員として相応しくない非行
- (4) 地位又は職務を利用し、学園の名誉信用を毀損し又は学園に損害を与える行為
- (5) その他教育者として、又公的な学校法人である教育機関に勤める者として教育倫理・道徳に違反する行為・社会的に容認できない不当な行為

(窓口)

第4条 職員等からの相談及び通報の窓口は、顧問弁護士とする。

(通報の方法)

第5条 通報及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、書面及び面会とする。

2 通報窓口の連絡先は、職員等に公示する。

(対応)

第6条 顧問弁護士は、通報者から第3条各号についての通報があった場合、速やかに理事長に報告しなければならない。報告された事項に関する事実関係の相談及び調査は、理事長が選任した理事（以下「担当理事」と称する。）が行う。

2 担当理事は、内部監査室と連携を図り、調査する内容によって、関連する部署の構成員からなる調査チームを設置することができ、かつ理事長名で当該調査事項に関する限り、業務命令を発することができる。

3 担当理事が業務命令をする場合は、事前又は事後に理事長の承認を得なくてはならない。

4 担当理事は、相談及び調査内容を理事長に報告しなければならない。

(意見聴取)

第7条 担当理事は、通報の内容において高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができる。

(協力義務)

第8条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

2 職員等は、通報された内容の事実関係の調査について、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

3 職員等が前項に違反した場合や事実を隠ぺい、虚偽の報告をした場合は、就業規則に従って処分を課すことがある。

(是正措置)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことがある。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第 1 1 条 理事長は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 理事長は、所属長に対し、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境又は教育環境が悪化しないように、適切な措置を講ずるよう指導しなければならない。

3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む）は、就業規則等に従って処分を課すことがある。

（個人情報保護）

第 1 2 条 この規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報の守秘義務を守り、正当な理由なく開示してはならない。

2 理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則等に従って処分を課すことがある。

（通知）

第 1 3 条 理事長は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている、又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（通報者の保護と責務）

第 1 4 条 通報者が、相談をするに当たっては、原則として氏名部署を明示することを義務付けるが、その守秘義務は保証する。

2 公益通報に当たっては、可能な限り客観的な資料及び情報に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

3 通報者は、他人に損害を与える目的、不正な目的又は人事上の処遇その他自らの私的利益を得る目的（以下「他人に損害を与える目的等」という。）により公益通報をしてはならない。

4 理事長は、個人的な恨み等を理由として、他人に損害を与える目的等により通報を行った者に対し、就業規則等に従って、処分を課すことがある。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第 1 5 条 通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む）は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（事後確認）

第 1 6 条 理事長は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

(1) 違反行為の再発の恐れがないこと。

(2) 是正措置が統制機能及び牽制機能を果たしていること。

(3) 公益通報者に対する不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われてい

ないこと。

(啓発)

第 17 条 理事長は、公益通報の仕組みや法令遵守の重要性については、説明会・研修会等を実施し啓発に努めるとともに、職員等に対し十分な周知徹底を図らなければならない。

(細則)

第 18 条 その他、この規程の実施に関し必要な事項については、細則により別に定めることができる。

第 4 章 所管、改廃等

(所管)

第 19 条 この規程の所管及び運用の責任は、理事長とする。ただし、理事長が通報対象者の場合は、常務理事がこれに代わって所管する。

(改廃等)

第 20 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会がこれを行う。

(公示)

第 21 条 この規程は、施行と同時に書面により職員等に対して公示する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。